蕨市産後ケア事業のご案内

産後ケア事業では、助産師等による心身のケアや育児に関する相談などが受けられます。裏面の利用方法や注意事項も必ずご確認ください。

令和７年４月１日より、利用者負担額を変更しています。

〇対　象　　産後ケアを必要とする、出産後１年以内の方で蕨市に住民票のある方

（流産や死産を経験された方を含む。）

**※母子ともに感染症に罹患している方（発熱症状など疑いを含む）や医療が必要な方は利用できません。**

〇内　容お母さんの産後の心身の相談、育児の相談、授乳相談、休息など

**※サービスに家事援助は含まれません。**

〇利用回数　１回の出産につき１歳までの間に上限７日　※短期入所型は、１泊２日の場合は２日

〇料　金　　**1日分の料金となります。**

　　　　　 ※１泊２日の場合は2日利用となり、利用者負担額は１０,０００円です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 課税世帯 | 非課税世帯  生活保護世帯 | 備考 |
| 短期入所型 | ５,０００円 | ０円 | 原則、初日10時から利用終了日16時まで |
| 通所型 | ２,０００円 | ０円 | １日６時間以内 |
| 居宅訪問型 | ５００円 | ０円 | １日２時間以内 |

**※施設によっては、別途料金が発生する場合があります。詳細は各施設のホームページ等を確認ください。**



〇利用の変更・キャンセル　　予約した施設へ必ず連絡をしてください。（裏面の注意事項参照）

〇利用可能施設　　　　　　　　　　　　　　　※最新の情報は市ホームページをご確認ください。⇨



**蕨市産後ケア事業の利用方法**

出産後の場合

妊娠８か月～出産前までの場合

利用申請

※申請書は市ホームページからダウンロード可

妊娠８か月より申請可能です。窓口、郵送、メールで申請ができます。申請書を保健センターへ提出してください。

窓口、郵送、メールで申請ができます。申請書を保健センターへ提出してください。

申請書受理後、１～２週間で利用承認決定通知書を自宅に送付します。

申請書受理後、１～２週間で利用承認決定通知書を自宅に送付します。

※産後ケア事業利用時に必要となりますので、大切に保管してください。

利用承認

利用承認決定通知書が届いたら、希望する利用施設へ直接予約をしてください。

利用予約

利用承認決定通知書を利用施設へ提示し、利用承認決定通知書の下部の欄に記載してもらってください。

アンケートは利用終了時に、利用先施設へ提出ください。

利用当日

**注意事項**

・**原則、利用開始日の３日前の正午以降のキャンセルの場合は、予約日数分を利用したものとみなし、**

**予約日数分の利用者負担額が発生し、利用可能日数も減じます。**キャンセル料を支払った場合、ご自

身で利用承認決定通知書の下部に、日付と減免の有無、事業名を記載してください。

・利用日数や利用者負担額の減免利用については、利用承認決定通知書で管理します。**利用時に必ず利**

**用する施設へ提示**してください。

・**上限７日を超えた利用については、全額自費となります。**

・持ち物、別途利用料金が発生するかなどの詳細は、利用施設へご確認ください。

問い合わせ先

蕨市保健センター　　　電話048-431-5590